

# 建築物の省エネ改修サポート事業者 募集のお知らせ

長野県は、既存の住宅や小規模店舗等の省エネ改修の促進を目的として、平成30年度に「建築物の省エネ改修サポート制度」を創設しました。

制度では、県が、省エネ改修の支援に積極的に取り組む事業者を「省エネ改修サポート事業者」として認定し、住宅等の概算のエネルギー性能を算出できる専用の簡易診断ツールを提供するとともに、当該事業者に所属し、建築物の構造やエネルギー性能等に関して専門的な知識を有する技術者を「省エネ改修アドバイザー」として登録し、インスペクションなどの機会を捉えて住宅等の無料の簡易診断を行うことで、既存住宅の所有者等に省エネ改修の検討に必要な情報を提供することとしています。

つきましては、昨年度に引き続き県と連携して省エネ改修の支援を行っていただく省エネ改修サポート事業者の認定希望事業者を募集します。



## 省エネ改修サポート事業者の役割

- ①省エネ改修アドバイザーの確保、指導・監督
- ②簡易診断の受診希望者の募集・受付
- ③建築物のエネルギー性能の向上に向けたアドバイス・普及啓発
- ④県から提供される簡易診断ツールの管理
- ⑤県への活動実績報告 等

### 認定を受けることで

- 簡易診断ツールを活用することで、新たな顧客サービスが提供できます!
- 県が認定証を発行し、その旨が公表されます!



省エネ改修サポート事業者の認定を受けようとする事業者は、「建築物の省エネ改修サポート制度参加申込書」に次の書類を添えて、申し込んでください。

- ①法令の遵守等に関する誓約書
  - ②申込者の事業概要がわかる書類(パンフレット、ホームページの写し等)
  - ③建築物の省エネ改修サポート事業計画書及び監督する省エネ改修アドバイザー名簿
- 認定にあたって、本事業を適切に進める上で必要な事項について、長野県と省エネ改修サポート事業者が協定を締結します。
- 認定された省エネ改修サポート事業者は、省エネ改修アドバイザーとともに長野県ホームページで公表されます。(省エネ改修アドバイザー登録者として個人名を公表されたくない場合は申し出てください。)
- 省エネ改修サポート事業者認定の有効期間は、認定日から2021年3月31日までとなりますが、申請により認定の有効期間を更新することができます。

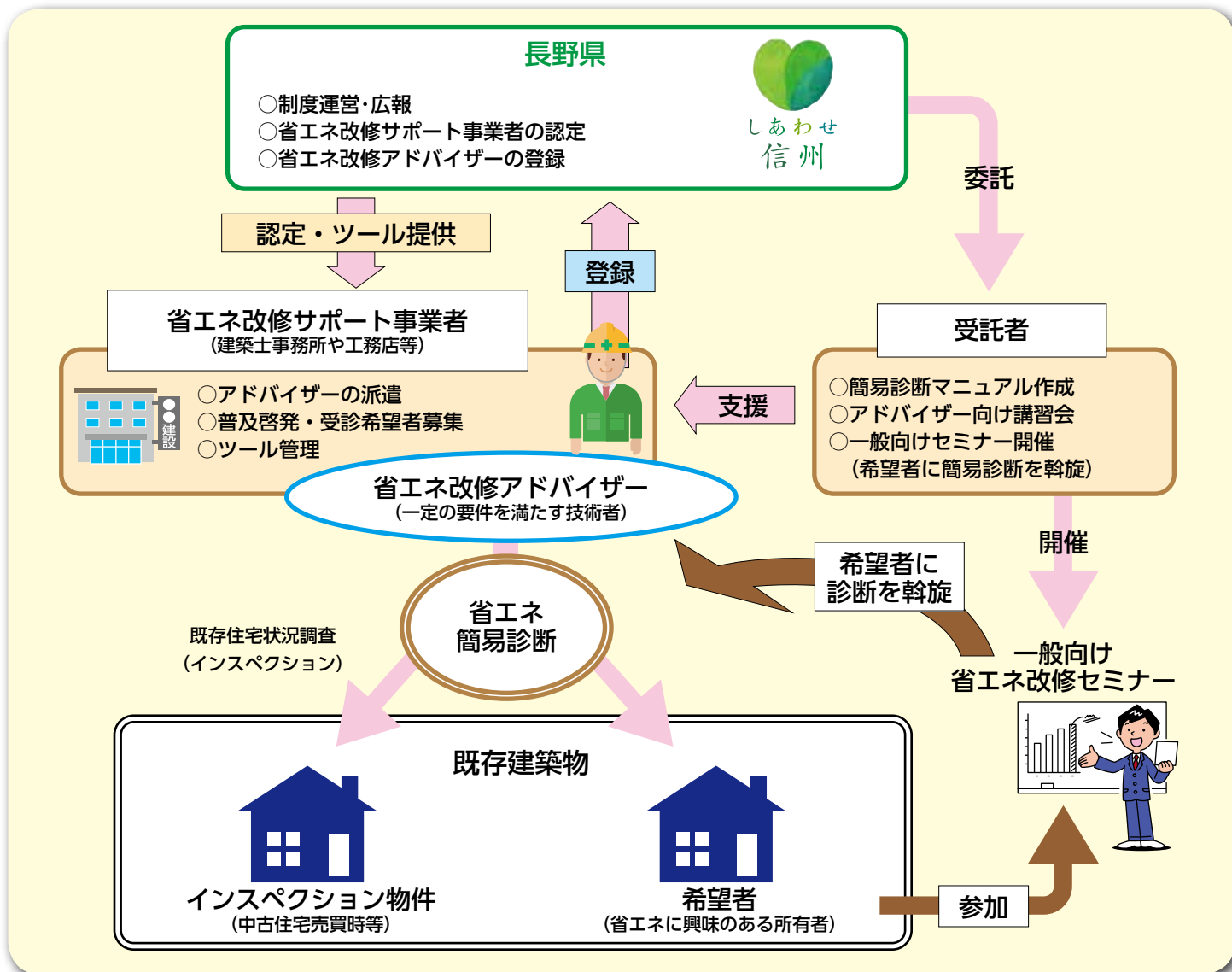
**申込書** 公益社団法人長野県建築士会事務局及び各地の建築士会事務所で配布するほか、長野県及び長野県建築士会のホームページ「建築物省エネ改修サポート制度」からダウンロードできます。  
長野県ホームページURL <https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kanishindan.html>  
長野県建築士会ホームページURL <http://www.nagano-kenchikushikai.org/>

**省エネ改修アドバイザーの登録要件** 長野県又は長野県建築士会ホームページをご確認ください。

**申込先** 長野県環境部環境エネルギー課へ提出してください。

**照会先** 公益社団法人長野県建築士会 TEL 026-235-0561 FAX 026-232-2588  
又は、長野県環境部環境エネルギー課 TEL026-235-7022 FAX026-235-7491

# 建築物の省エネ改修サポート制度のフロー



# 建築物の省エネ性能簡易診断のイメージ

